

令和 3 年(2021 年)11 月 25 日

熊本市に所在する医療機関 管理者 様

熊本市感染症対策課ワクチン PT

予診票の様式変更及び時間外休日加算の取り扱いについて

平素より新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種について、国の通知により、12 月 1 日から予診票の様式及び、時間外・休日加算の取り扱いが変更になりますので、次のとおりご案内いたします。

I. 概要

【予診票について】

- ・ 「初回（1・2 回目）接種用」、「3 回目接種用」の予診票は、時間外・休日接種の記入ができるように見直されています。12 月 1 日以降の接種は、原則、『新様式』の予診票を使用してください。
※ 被接種者が、すでに記載した旧様式の予診票を持参された場合などは、例外的に使用可能です。
- ・ 『新様式』の予診票の使用開始及び支払い方法の変更に伴い、予診票送付状の様式を変更します。

〔予診票の種類（12 月 1 日以降）〕

- ①熊本市内住民・新様式…時間外・休日加算記入項目あり、接種券シール貼り付け方式
- ②熊本市外住民・新様式…時間外・休日加算記入項目あり、接種券一体型または接種券シール貼り付け方式
- ③旧様式の予診票（全国共通）…時間外・休日加算記入項目なし、接種券シール貼り付け方式 ※ 例外

【時間外・休日加算の取り扱いについて】

- ・ 時間外・休日加算は、予診票に記入することにより請求していただくように変更されます。
※ 旧様式の予診票を使用した場合の時間外・休日加算は、予診票への記入ではなく、別途、実績報告によりご請求いただきます。（従来どおり）
- ・ 時間外・休日加算の一部（新様式の予診票により熊本市に居住する者以外に接種した場合）は、国保連合会から支払われるように変更されます。
- ・ 令和 3 年 12 月 4 日までとされていた時間外・休日加算の適用期間は、令和 4 年 9 月 30 日まで延長されました。

II. その他

次ページ以降の詳細をご確認ください。

【本件に係るお問い合わせ先】

熊本市感染症対策課 ワクチン対策 PT

<医療機関専用ダイヤル>

中央区 080-3279-5794 東区 080-3279-5822 西区 080-3279-6054

南区 080-3277-8298 北区 080-3277-8987

<FAX> 096-328-8666

<メールアドレス> vproject@city.kumamoto.kumamoto.jp

予診票様式の変更

- ▶ 11月30日以前の接種分については旧様式の予診票を使用し、12月1日以降の接種分については、新様式の予診票を使用してください。
※ 被接種者が、すでに記載した旧様式の予診票を持参された場合などは、例外的に使用可能です。
- ▶ 新様式の予診票では、時間外・休日加算について、予診票の医療機関記入欄のマークを塗りつぶすことで請求することになります。時間外の場合、受付時間も記入してください。
- ▶ 市区町村によっては、接種券が予め印刷されている予診票（接種券付き予診票）を発行している場合があります。（熊本市は従来どおり接種券シールタイプ）

旧様式

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

※ワクチン接種後に医療機関において貼り付けてください
※定額に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください

(クーポン貼付)

住所
氏名
生年月日(西暦)
性別
接種回数
接種日
接種時間
接種場所
接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

医師記入欄
医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望します。()
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険協会連合会に提出されることに同意します。

接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

質問項目を削除

新様式

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票 (追加接種用)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住所
氏名
生年月日(西暦)
性別
接種回数
接種日
接種時間
接種場所
接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

医師記入欄
医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望します。()
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険協会連合会に提出されることに同意します。

接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

接種券番号
接種券有効期限
接種券発行日
接種券発行機関

予め印されている場合がある

質問の改定

チェック欄を追加

予診票等の記入例（接種券シールタイプ）

- 被接種者が予診票に記入した情報が、接種券（兼）接種済証の右下部分に記載された氏名・住所・生年月日情報と一致するか、必ずご確認ください。
 ※ 転居により居住する市区町村が変わっている場合は、接種費用のお支払いができず、予診票を返却させていただきます。市外へ転出された時点で接種券は無効となっており、接種費用のお支払いには、転出先市区町村が新たに発行する接種券が必要です。
- 状況に合わせて、「接種券」または「診察したが接種できない場合」のシールを選んで、予診票に貼り付けてください。
- 時間外・休日加算は、予診票の医療機関記入欄のマークを塗りつぶすことで請求していただきます。時間外の場合、受付時間も記入してください。

予診票

被接種者が持参する接種券（兼）接種済証

④ 予診票に接種券を貼付

⑤ 接種済証に貼付

**① 時間外又は休日に接種を行った場合は、該当部分を塗りつぶす
時間外の場合は、受付時間を記入する**

② 予診票に、接種量、接種場所、医師名、医療機関コード、接種年月日を記入

③ 予診票に貼付

⑥ 予診票のコピー又は控えを医療機関において保管

メーカーが提供するシールのイメージ

製品名

製造番号: XXXXXX

最終有効年月日: 20XX/XX/XX

製造販売: メーカー名

QRコード

製品名

製造番号: XXXXXX

メーカー名

最終有効年月日: 20XX/XX/XX

予診票等の記入例（接種券と一体型（接種券付き予診票）タイプ）

- 転出者に係る接種券の取り扱いは、前ページの接種券シールタイプと同じです。
- 時間外・休日加算は、予診票の医療機関記入欄のマークを塗りつぶすことで請求していただきます。時間外の場合、受付時間も記入してください。

接種券一体型予診票

① 時間外又は休日に接種を行った場合は、該当部分を塗りつぶす
時間外の場合は、受付時間を記入する

③ 予診票に貼付

② 予診票に、接種量、接種場所、医師名、医療機関コード、接種年月日を記入

⑤ 予診票のコピー又は控えを医療機関において保管

被接種者が持参する接種済証

④ 接種済証に貼付
(被接種者が持参を忘れた場合には接種記録書に貼付)

メーカーが提供するシールのイメージ

接種記録書

(被接種者が持参を忘れた場合に医療機関が交付)

氏名等は
被接種者が記入

費用支払いの取り扱い者 ～接種費用、時間外・休日加算分～

〔接種費用（2,070円 ※税抜）、予診のみ費用（1,540円 ※税抜）〕

- 3回目接種の費用についても、熊本市に居住する者への接種費用については熊本市が、それ以外は国保連合会が支払いを行います。（初回（1・2回目）接種と同様の取り扱い）

〔時間外・休日加算〕

- 12月1日以降に新様式の子診票を使用して接種した場合、時間外・休日加算は、接種費用と同様に、熊本市に居住する者については熊本市が、それ以外は国保連合会が支払いを行います。
- ただし、旧様式の子診票を使用して接種した場合、時間外・休日加算は、被接種者の居住地によらず熊本市が支払いを行います。

これまで（初回（1・2回目）接種）

被接種者	請求費用	支払者
熊本市に居住する者	接種費用	熊本市
熊本市以外に居住する者	接種費用	国保連合会
全ての者	時間外・休日加算	熊本市

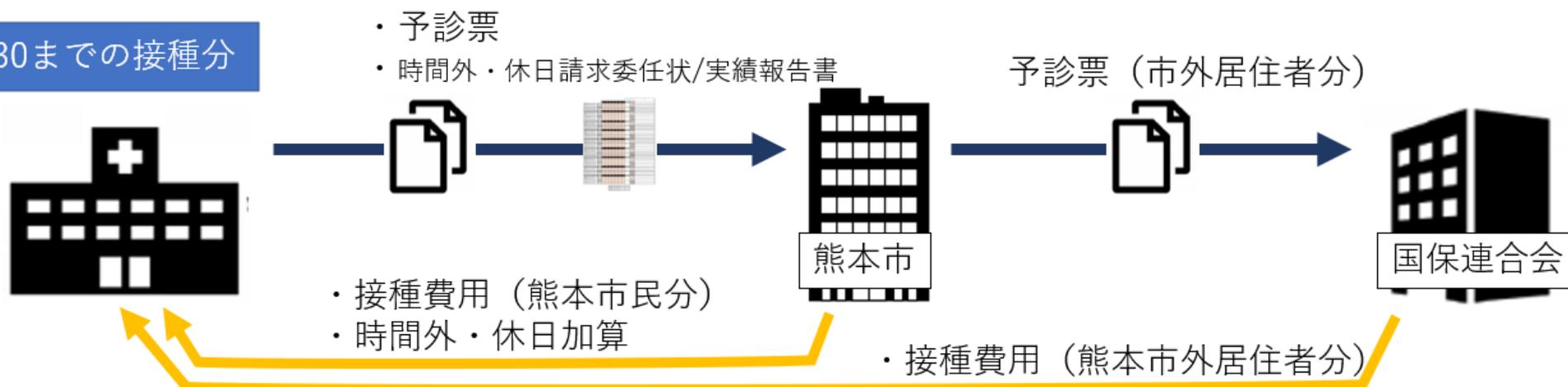
12月接種分から（1～3回目接種）

被接種者	請求費用	支払者
熊本市に居住する者	接種費用、時間外・休日加算	熊本市
熊本市以外に居住する者	接種費用、時間外・休日加算	国保連合会

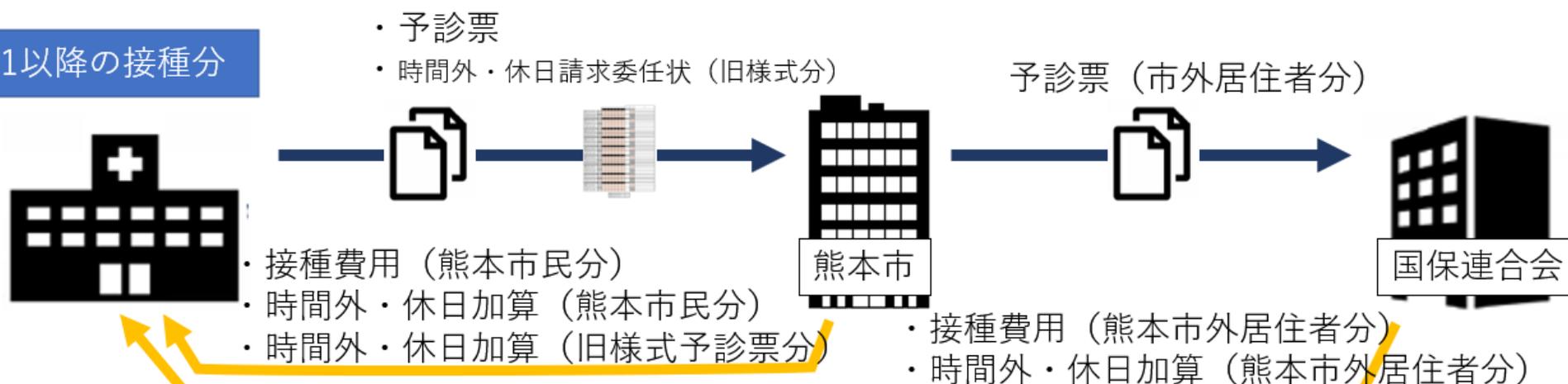
※ 旧予診票を使用した場合は、時間外・休日加算分の支払いは熊本市が行います。

予診票の旧様式から新様式への切り替えに伴う支払い方法の変更

11/30までの接種分



12/1以降の接種分



予診票等提出期限／接種費用及び時間外・休日加算の支払いスケジュール

- ▶ 熊本市民への接種の接種費用について、翌月3日までに提出された予診票を審査し、月末に振り込みます。時間外・休日加算については、接種費用振り込みの翌月末に振り込みます。
 ※ 市外住民への接種費用は、国保連合会から支払われるため、支払いスケジュールが異なります。
- ▶ 旧予診票を使用した場合の時間外・休日加算については、2ヶ月分をとりまとめて翌月10日の提出期限までに請求委任状及び実績報告書（以下、「請求委任状等」という）を提出してください。その後審査し、提出期限の翌月末に振り込みます。

● 令和3年12月～令和4年9月接種に係る提出期限

予診票提出期限：1/4, 2/3, 3/3, 4/4, 5/2, 6/3, 7/4, 8/3, 9/5, 10/3

旧予診票時間外・休日加算の取り扱い期及び請求委任状等提出期限〔取り扱い期 ⇒ 提出期限〕：

〔12・1月期 ⇒ 2/10〕, 〔2・3月期 ⇒ 4/11〕, 〔4・5月期 ⇒ 6/10〕, 〔6・7月期 ⇒ 8/10〕, 〔8・9月期 ⇒ 10/11〕

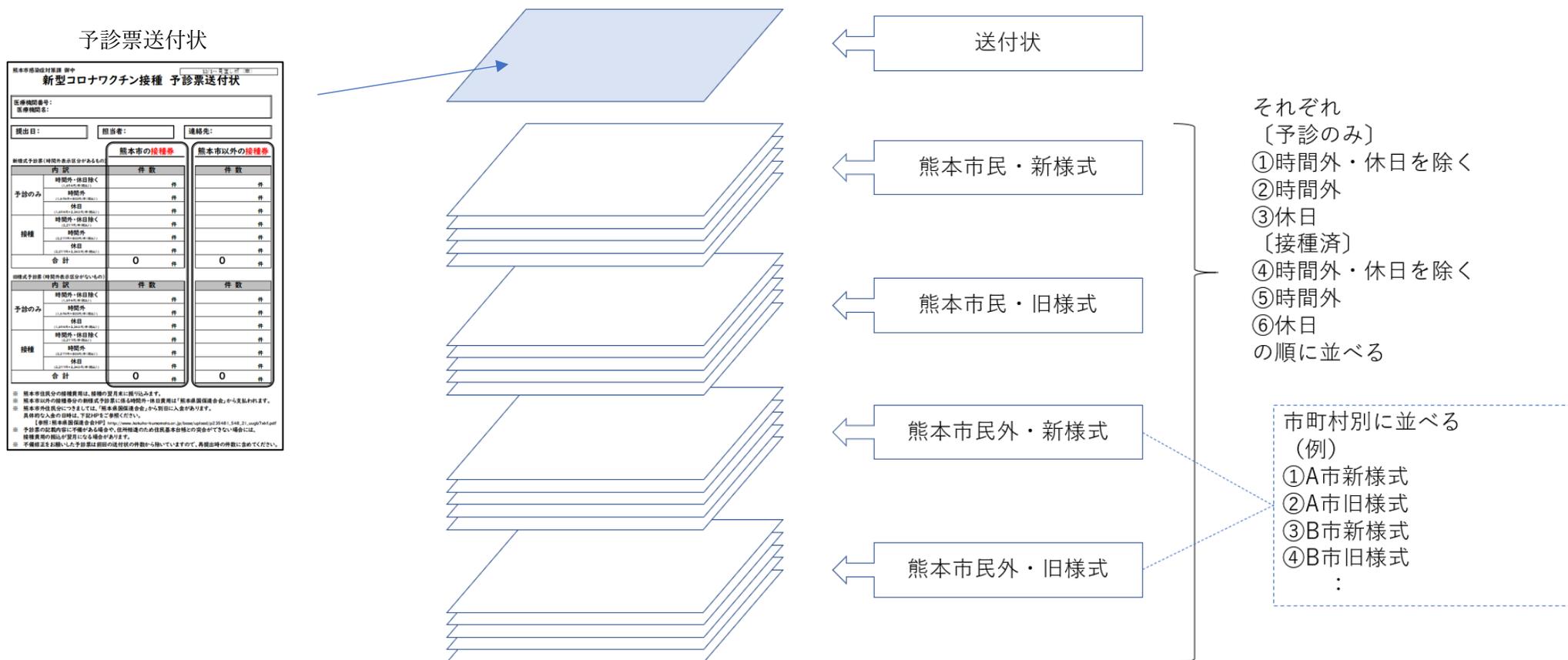
● 予診票等提出期限／接種費用及び時間外・休日加算の支払いスケジュール整理表

予診票区分/被接種者	予診票等提出期限	接種費用支払い	時間外・休日加算支払い	振込元
新様式/市民分	接種翌月3日までに予診票を提出	3日〆切までの提出分について、当該月末に接種費用を振り込み	接種費用振込の翌月末に時間外・休日加算を振り込み	熊本市
新様式/市外住民分		3日〆切までの提出分について、翌々月20日前後に接種費用及び時間外・休日加算を振り込み	接種費用と併せて振り込み	国保連
旧様式/市民分 (基本報酬)		3日〆切までの提出分について、当該月末に接種費用を振り込み		熊本市
旧様式/市外住民分 (基本報酬)		3日〆切までの提出分について、翌々月20日前後に接種費用を振り込み		国保連
旧様式/市民分及び市外住民分 (時間外・休日加算)	請求委任状(2ヶ月分)を翌月10日までに提出		請求委任状提出期限(偶数月10日)の翌月末に振り込み	熊本市

予診票提出方法

- 予診票を提出する際は、必ず送付状を作成し、同封してください。12月1日以降接種分からは、新様式の送付状を使用してください。
- ご提出の際は、①送付状 ②熊本市民・新様式予診票 ③熊本市民・旧様式予診票 ④熊本市民外新様式予診票 ⑤熊本市民外旧様式予診票（以下、市町村別に新様式予診票・旧様式予診票）の順に並べてください。
- ワクチン配送時に予診票を回収します。ワクチン配送がない場合は郵送にてご提出願います。
郵送先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 感染症対策課ワクチン対策PT
- 接種記録をVRSに速やかに登録するために、接種後は速やかに予診票をご提出いただくようご協力をお願いします。

予診票の編綴方法



旧様式の子診票に係る時間外・休日加算の請求方法

- 旧様式の子診票を使用して接種した場合の時間外・休日加算分は、予診票に記入して請求することができないため、予診票とは別に熊本市に請求委任状等を提出する必要があります。(従来どおり)
- 旧様式の子診票を使用して接種した場合の時間外・休日加算分は、被接種者の居住地によらず熊本市が支払います。(従来どおり)
- 旧様式の子診票を使用して接種した場合の時間外・休日加算分は、熊本市が指定する請求委任状等の様式で、取り扱い期(2ヶ月)分をまとめて、翌月10日までに提出してください。翌月10日までに提出された請求委任状等を審査後、その翌月末に支払います。
(例: 12・1月の請求委任状等を2月10日までに提出 ⇒ 3月末に支払い)
- ワクチン配送時に請求委任状等を回収します。ワクチン配送がない場合は郵送にてご提出願います。
郵送先: 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 感染症対策課ワクチン対策PT

旧様式の子診票に係る時間外・休日加算支払いスケジュール (令和3~4年)

取り扱い期	請求委任状等提出期限	時間外・休日加算支払い日
12・1月期	2月10日	3月31日
2・3月期	4月11日	5月31日
4・5月期	6月10日	7月29日
6・7月期	8月10日	9月30日
8・9月期	10月11日	11月30日

旧様式の子診票に係る時間外・休日加算請求委任状、実績報告書

熊本市長 様 提出日: _____

新型コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求委任状 (12/1~1/31接種分)

令和3年12月1日から令和4年1月31日の期間において、別途報告書のとおり旧様式の子診票を使用した30日分(12/1~1/31)の接種を実施し、接種費用は以下のとおりです。この接種費用の請求については、熊本県感染症対策課長に委任します。

接種費用 _____ 円

※ 接種費用加算率: (時間外) 750円(800円(税込))、(休日) 2,100円(2,400円(税込))

(税抜) _____ 円 (内訳) 時間外 _____ 回 休日 _____ 回

医療機関コード _____

医療機関等名称 _____

開設者(代表者)氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____ 担当者名 _____

(参考) 接種する診療時間

日 _____

月 _____

火 _____

水 _____

木 _____

金 _____

土 _____

備考 _____

この委託料の支払いにつきましては、

1. 接種費用の基本額(2,070円等)の支払いと同じ口座に入金されますよう依頼します。

2. 別紙で指定する金融機関口座に入金されますよう依頼します。
(上記いずれかに○を記入してください)

新型コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る実績報告書 別添

医療機関等名称 _____

	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	
接種本																																	
休日																																	
接種本																																	
休日																																	
接種本																																	
休日																																	
接種本																																	
休日																																	
接種本																																	
休日																																	

記入事項

①予部のみを含めた接種回数を記載してください。

②市内・市外住居分を合わせて請求してください。

③休日は、日曜・祝日及び休日となります。

④接種する診療時間を元に、時間外・休日の判断を行ってください。
※接種する診療時間とは、保健所及び厚生局などに届け出ている診療日及び時間となります。

⑤取組接種の場合、接種会場ごとに書類を作成してください。
(複数医療機関で実施する場合は、代表医療機関名で作成してください)

⑥取組接種の場合、時間外・休日の定義が通常と異なります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。
(例: 外資医療機関が企業に出張して実施した場合
→時までに17時以降は時間外、土曜・日曜・祝日は休日)

その他

- この通知に定めるもののほか、休日・時間外の定義などは国の通知によりますので、ご確認をお願いします。
- 請求委任状等の様式は熊本市ホームページに掲載しているものをご使用ください。

● 国の関連通知

令和3年11月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 [「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」](#)

※ 令和3年12月4日までとされていた時間外・休日加算の適用期間が、令和4年9月30日まで延長

※ 時間外加算単価 730円（税別） 休日加算単価 2,130円（税別）

※ 休日・時間外の定義

○休日の定義

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から該当医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

令和3年11月4日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 [「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」](#)

● 請求委任状等様式（[熊本市ホームページ](#)）

熊本市ホームページ ⇒ ワクチン接種に関するお知らせ ⇒ 医療関係の方へ ⇒ 接種費用の請求について（時間外・休日の接種費用）